6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Design work of Shin-Meishin Expressway Shigaraki Bridge and other four bridges
⑷　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 2 December 2020 (If brought with you, 4 : 00 P.M. 2 December 2020. If by mail, 4 : 00 P.M. 2 December 2020)
⑸　Time Limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 8 January 2021
⑹　Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 28 January 2021 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 28 January 2021. If by mail 11 : 00 A.M. 28 January 2021)
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for tender documentation : Kiyoko Nakagawa, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture, 567―0871, Japan. TEL. 06―6344―9242

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度に厚生労働省が実施する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第４項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項及び第４項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和２年11月16日

厚生労働省大臣官房会計課長　宮崎　敦文

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　業種区分
⑴　建設工事　工事種別は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表の29種類とする。
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

2　申請の時期及び場所
⑴　定期申請　定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和２年12月１日から令和３年１月15日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）とする。

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、インターネットの使用により、その本社（店）所在地にかかわらず、国土交通省が開設する次のホームページアドレスへアクセスすることにより、申請用データを送信するものとする。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp/
（測量・建設コンサルタント等業務）
https://www.pqrc.mlit.go.jp/

なお、申請者（申請者が共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）が郵送又は持参により申請を行う場合、申請者は、本社（店）所在地（日本国内に本社（店）がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の都道府県に対応するブロック内の別記１に掲げる申請受付機関のいずれか１か所に対して、申請すること（郵送の場合は書留郵便とし、当日消印有効とする）。

（北海道ブロック）
北海道
（東北ブロック）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
（関東甲信越ブロック）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
（東海北陸ブロック）
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
（近畿ブロック）
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
（中国ブロック）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
（四国ブロック）
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
（九州沖縄ブロック）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　随時申請　随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請期間は令和３年１月16日から令和５年１月31日までの間（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）、別記１に掲げる申請受付機関において郵送又は持参により申請を受け付ける。

3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる申請受付機関で交付するほか、以下の厚生労働省ホームページにおいて提供する。
https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/sikaku/
⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。
①　建設工事の場合
ア　営業所一覧表
イ　総合評定値通知書の写し（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期申請は平成30年10月30日以降のもの。記２⑵の随時申請は、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。また、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
エ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
オ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ）の写し
カ　委任状（行政書士等の代理申請による場合）
②　測量・建設コンサルタント等業務の場合
ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　登記事項証明書又はこの写し（法人の場合）
オ　登録証明書等又はこの写し
カ　財務諸表類
キ　納税証明書の写し
ク　委任状（行政書士等の代理申請による場合）